

議会運営委員長 あいさつ

こんばんは。本日はお疲れ様です。廣瀬先生におかれましては、お忙しい中私たちの研修会をお引き受けいただきありがとうございます。また市民、職員のみなさんはお仕事などを終わってご参加いただいていることに感謝申し上げます。私からは議会での議会改革及び議会基本条例の取り組み状況をお話させていただきますのでよろしくお願いいたします。

小金井市議会では1昨年、市民から「議会基本条例の制定に向けた具体的な調査・検討を求める陳情書」が提出され、慎重審査の結果は採択となり、議会基本条例の制定にむけて一步前に進むことになりました。

今年5月からの後半2年間の議会運営委員会は、制定に向けて実働する委員会となりました。再来年3月までに制定することを目標にしています。ただし、再来年は市議会議員選挙の年でもありますので、できる限り前倒しで制定しようという声も出されております。また慎重にという声もあります。

さて小金井市議会の特徴は、「言論の府」としての役割を十分に発揮し、議案や請願・陳情書等の質疑を保障し、活発な議論を行い、議論をつくすというのが伝統です。一般質問は1人会派も含めすべての議員に1時間、保障されております。また委員会の発言には時間制限はありません。

また議員の提案権を活用し、予算や市長提案の条例に対する修正や条例案提案を積極的に提案し、実現させているものもあります。地下水及び湧水を保全する条例、都市計画税の増税案に対する修正、情報公開条例の全面改正、市民参加条例の中に常設型市民投票条例を盛り込む条例改正、私立幼稚園の保護者補助金の助成条例の制定、現在はアスベスト飛散防止条例にとりくんでいるところです。もちろんこれらは行政、議会事務局のお力も借りながらです。この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さらに、議会運営では一人の会派を認め、1人会派も各会派代表者会議の出席をしています。少数意見を尊重する民主的議会運営に努力をしてまいりました。

このような中で小金井市議会は、2002年から議会改革を本格的に取り組んでまいりました。一般質問席の対面方式への変更、1問1答方式の導入、請願・陳情書の陳述者の陳述時間の延長など取り組んできました。また政務調査費、議長交際費の公開はもちろんのこと、会派代表者会議を除く委員会協議会、全員協議会の公開、そして、今年12月議会以降は市議会のインターネット中継も実施いたします。

こうした他市に引けを取らない小金井市議会の特徴ですが、この数年間で他市議会の取り組みはそれ以上に進んでいることを実感しています。小金井市議会として、市長と対等平等であり、議会としての権能を高め、市民にわかりやすい市議会にさらに研鑽を重ねていくことが求められ、議会基本条例の制定にむけた協議をすすめることになりました。

議会運営委員会は、2007年には三重県伊賀市に、昨年2010年度は福島県会津若松市、岩手県奥州市の議会基本条例を視察してまいりました。

議会基本条例制定のすすめ方は次の5点です。

1点目は全議員が同じスタートラインにつき、ゴールもみんなで一斉にゴールすることです。そのため節目で、議員懇談会を開催し、議会運営委員会での協議の状況を確認することです。全議員の議会本条例に対する理解をいただかないと、仏作って魂を入れず状態になります。実践するのは議会ですから当然ことです。

2点目は時間がある限り市民のみなさんの市議会に対する意見を制定に生かしていくことです。そのため、市民アンケート、市民との懇談会、条例案のパブリックコメントなどを実施する予定です。

3点目は議会事務局の力は借りずに、自分たちで制定することです。そのため推進体制をつくっております。作業グループを3つに分け、調査グループ、広報・企画グループ、市民アンケートグループでそれぞれが課題を整理し、グループでまとめた案を提出していただき、議論を深めることにしています。1グループ2名の構成です。

4点目は、専門家のご意見、他市の実施状況を学ぶことです。現在他市の議会報告会を見学することなど協議しています。

決めた目標は理想的ですが、課題が多く、現状のおかれている状況から、議会基本条例の意義をはじめとした内容の議論は緒に就いたばかりです。

本日の広瀬先生のお話は、全議員が参加されております。スタートラインに並ぶ第一歩となることを議会運営委員会一同期待しております。また、本日参加された市民の皆様が、市議会に関心を寄せられ、忌憚のないご意見をいただくことを最後に述べ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

以上